

身近にいませんか？

「ヤングケアラー」

● ヤングケアラーとは

家族にケアを要する人がいる場合に大人が担うようなケア責任を引き受け、家事や家族の世話、介護、感情面のサポートなどを行っている18歳未満の子どもを「ヤングケアラー」といいます。

本人の年齢や成長に見合わない責任や負担を抱えることで、学業に遅れが生じたり、子どもらし

い生活が送れなかったりすることもあります。また、ヤングケアラーの中には自分がヤングケアラーだと自覚していない人や、1人で抱え込んでしまい、相談できずにいる人がいます。

周囲の気づきや声かけが必要です。ヤングケアラーへの理解と関心を深めることにご協力をお願いします。

ヤングケアラーとは、こんな子どもたちです

© 一般社団法人日本ケアラー連盟 / illustration : izumi shiga



障がいや病気のある家族に代わり、買い物・料理・掃除・洗濯などの家事をしている。



家族に代わり、幼いきょうだいの世話をしている。



障がいや病気のあるきょうだいの世話や見守りをしている。



目を離せない家族の見守りや声かけなどの気づきをしている。



日本語が第一言語でない家族や障がいのある家族のために通訳をしている。



家計を支えるために労働をして、障がいや病気のある家族を助けている。



アルコール・薬物・ギャンブル問題を抱える家族に対応している。



がん・難病・精神疾患など慢性的な病気の家族の看病をしている。



障がいや病気のある家族の身の回りの世話をしている。



障がいや病気のある家族の入浴やトイレの介助をしている。

相談窓口

- ・子どもとその家族に関する相談＝子育て相談課 (☎ 43 - 2000)、学校教育課 (☎内線 688)
- ・障がいに関する相談＝桐生市障害者基幹型相談室 (☎内線 399)
- ・生活困窮に関する相談＝桐生市社会福祉協議会 (☎ 46 - 4165)、福祉課 (☎内線 271)
- ・介護に関する相談＝健康長寿課 (☎内線 556)

通報者や相談者のプライバシーは守られます。安心して、私たちにご連絡ください。



子育て相談課 社会福祉士